

平成19年度

つくばみらい市 奨学生募集！ 高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例に基づき、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成19年度奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類○

- A** つくばみらい市奨学生
 - B** つくばみらい市高等学校奨学生
- ※**A**、**B**いずれの記載のないものは、共通の事項です。

1. 申請資格

- A** (1) 本市市民の被扶養者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく専修学校（専門課程）・短期大学・大学に在学する方
- (3) 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方
- (4) 確実な連帯保証人を付すことができる方
- (5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※）

- B** (1) 本市市民の被扶養者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校・高等専門学校に在学する方
- (3) 確実な連帯保証人を付すことができる方
- (4) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※）

2. 募集人員、貸与月額および貸与期間

区分	A	B
	専修学校 短期大学	高等学校 高等専門学校
募集人員	5人	若干名
貸与月額	30,000円	20,000円
貸与期間	平成19年から在学する学校の 正規の修業期間	

3. 募集期間

4月27日(金)まで

4. 申請手続き

申請をされる方は、次の書類を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。

※**A**の(5)、**B**の(4)について
〈例〉日本学生支援機構（旧日本育英会）、茨城県奨学生、母子福祉資金、寡婦福祉資金、生活福祉資金（茨城県社会福祉協議会）、交通遺児育英会、あしなが育英会、各大学独自の奨学金 など。併願もできません。

- (1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 奨学金貸与申請者推薦調書（様式第2号）
- ※新入生については、卒業した高校からのもの（**A**）
- ※新入生については、卒業した中学校長のもの（**B**）
- (3) 在学証明書（募集期間内に提出してください。）
- (4) 住民票（申請者家族全員について記載されているもの）
- (5) 所得証明書
- ※平成18年源泉徴収票ほか平成18年の所得がわかるものを募集期間内に提出してください。（写し可）

5. 奨学生の選考および決定

7月初旬に、教育委員会における選考結果をご本人あて通知します。

6. 奨学金の返還

- (1) 奨学金は無利子とし、**A** 卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。
- B** 卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

- (2) 返還猶予ア さらに上級の学校へ入学したとき
- イ 病気その他正当な理由により、奨学金の返還が困難であるとき
- (3) 返還免除
- 貸与を受けた方が死亡したときは、奨学金の全部または一部返還を免除することがあります。
- (4) その他
- 奨学生が放校処分付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。

◆問い合わせ先

谷和原庁舎教育委員会学校教育課
☎ 58-2111（内線8204）

※県教育庁高校教育課
（☎ 029-301-5245）にも
同様の制度があります。